

## 施術後も中途解約可能

脱毛エステについて、広告や交流サイト（SNS）で魅力的な文言やお試し・格安などの料金設定を見て、気軽にサロンに出向いたところ、思いもかけない高額な勧誘を受けた、永年保証をした事業者が倒産して施術が受けられなくなったなどの苦情相談が多数寄せられています。

▼広告で「両脇脱毛22円」のキャンペーンを見て店舗に出向いたところ、長時間の強引な勧誘に遭い、根負けして39万円の契約をしてしまった。解約したい。（24歳・女性）

▼予約も取ってくれると言うので108万円の契約をしたが、担当者が異動になり予約が取れなくなったので中途解約しようとしたが、契約の施術回数は終了しており、今はアフター保証期間である、ローン残債を支払う必要があると言われた。（21歳・男性）

▼去年の夏に脱毛エステに36回払いのクレジットを組み月々10600円支払ってきた。5回目施術以降は永久保証のコースだったが、3回施術後に事業者が倒産した。クレジットの残債を支払いたくない。（21歳・女性）

期間が1カ月、金額が5万円を超えるエステ契約は特定商取引法上の特定継続的役務提供に該当し、書面や解除に対して規制があります。

お試しや無料カウンセリングなどで店舗に誘われた場合にはすぐに契約を迫られることがあります。契約前に必ず「概要書面」で施術内容、期間、金額、支払い方法などの契約条件を確認しましょう。その場ではすぐに契約をしないのが望ましいですが、納得して契約したら「契約書面」を受け取り、一回あたりの施術代金、回数、有効期間を確認しましょう。

契約をやめたい場合は契約書面受け取り後8日間はクーリングオフができます。施術を受け始めてからでも、やめたい場合は違約金がかかりますが中途解約ができます。

詳細については岐阜県県民生活相談センターに相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。